

市民オンブズマンへの回答

会派名 日本共産党名古屋市議員団

回答日 10月 15日

1 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

日本共産党名古屋市議団は、地元事務所所在地を開示しており、事務所所在地の開示に賛同します。
地元事務所家賃の支払い先名は、大家さんの了解をえて開示します。

2 人件費情報の開示

人件費情報の開示に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、議員の地元事務所にかかる人件費には政務活動費(以前は政務調査費)をつかっていません。

私たちが政務活動費から人件費を支払う対象は、市議団控室にて政務活動のみをおこなう事務局員(現在3名)です。その氏名は、政務活動補助員として会派に登録されていて氏名は明確です。

また、日本共産党名古屋市議団事務局として日本年金機構や税務署へも事業所登録され、社会保険料のほか源泉徴収と住民税特別徴収も行われていて氏名は明確です。

3 現金出納簿の開示

現金出納簿の議長への提出に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、領収書以外の帳票類の開示を、これまでも議長に提案してきました。その立場から、控室でもホームページ上でも、現金出納簿を公開しています。

4 ネットでの用途記載について

政務活動費の全領収書のネット公開(CD化を含む)に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、条例で領収書公開が会派に義務付けられる以前から、控室において、政務調査費の全領収書を公開してきました。今後も、政務活動費の用途が明瞭になるよう、議会改革にとりくみます。

5 政務活動費を支出した活動報告書の開示

活動報告書の開示に賛同します。

日本共産党名古屋市議団は、調査、視察、研修のすべてについて、その内容の報告書を作成しています。調査、視察、研修で費用が発生したものは1件ずつ活動報告書を領収書に添付し、2011年度報告からは自主的に議長へ提出しています。そのすべてを領収書とともに公開しています。

地元事務所での活動には、調査、市政の広報、住民からの広聴などの政務活動とともに、市議員としておこなう政治活動との接点が生じます。そこで、家賃を支払う場合は「政務活動の用途に関する基本指針」にもとづいて按分し、賃料の50%(5万円以内)としています。それ以外の地元事務所経費(事務所人件費、事務所水光熱費、事務所通信費、事務所消耗品費等)には、政務活動費を使っていません。

人件費を支給しているのは、政務活動補助員として登録された、控室で業務を行う3名のみで、政務活動(以前は政務調査)のみをおこなうこととしています。勤務実績は出勤簿で管理されています。

以上